

目次

第1編 計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の策定体制	5
4. 計画の対象・期間	5
5. 計画の進捗管理	5
～ 子ども・子育て支援新制度の概要 ～	6
第2編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状	11
1. 人口の動向	11
2. 子ども・子育て支援のためのアンケート結果	15
3. 子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査結果	20
第3編 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念（めざすべき姿）	27
2. 基本的な視点（大切にしたい思い）	27
3. 本計画の推進にあたって（市の考え方）	28
4. 施策体系と重点施策の設定	29
第4編 重点施策	33
1. 【乳幼児期】教育・保育環境の充実	33
2. 【学童期】放課後の子供の居場所の充実【放課後子ども総合プラン】	39
3. 障害のある子供への支援の充実	45
4. 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援【母子保健計画】	51
5. 子育ての不安・負担の軽減	59
6. 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実【子供の貧困対策計画】	65
7. 児童虐待防止対策の充実	73
8. ワーク・ライフ・バランスの推進	77
第5編 資料集	83
1. 評価指標一覧	83
2. 提供区域、量の見込み及び確保方策一覧	86
3. 子育て支援関連事業一覧	91
4. 計画策定に係る附属機関	112
5. パパ・ママ座談会の実施	115
6. パブリックコメントの概要	115

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画であるとともに、次の4つの計画を包含した計画として策定しました。

【子ども・子育て支援事業計画】：子ども・子育て支援法第61条に定める事業計画（第4編中、**事業計画**と表示）

【放課後子ども総合プラン】：次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に定める行動計画

【母子保健計画】：「母子保健計画について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める行動計画

【子供の貧困対策計画】：子供の貧困対策の推進に関する法律第9条に定める都道府県計画を準用して策定